

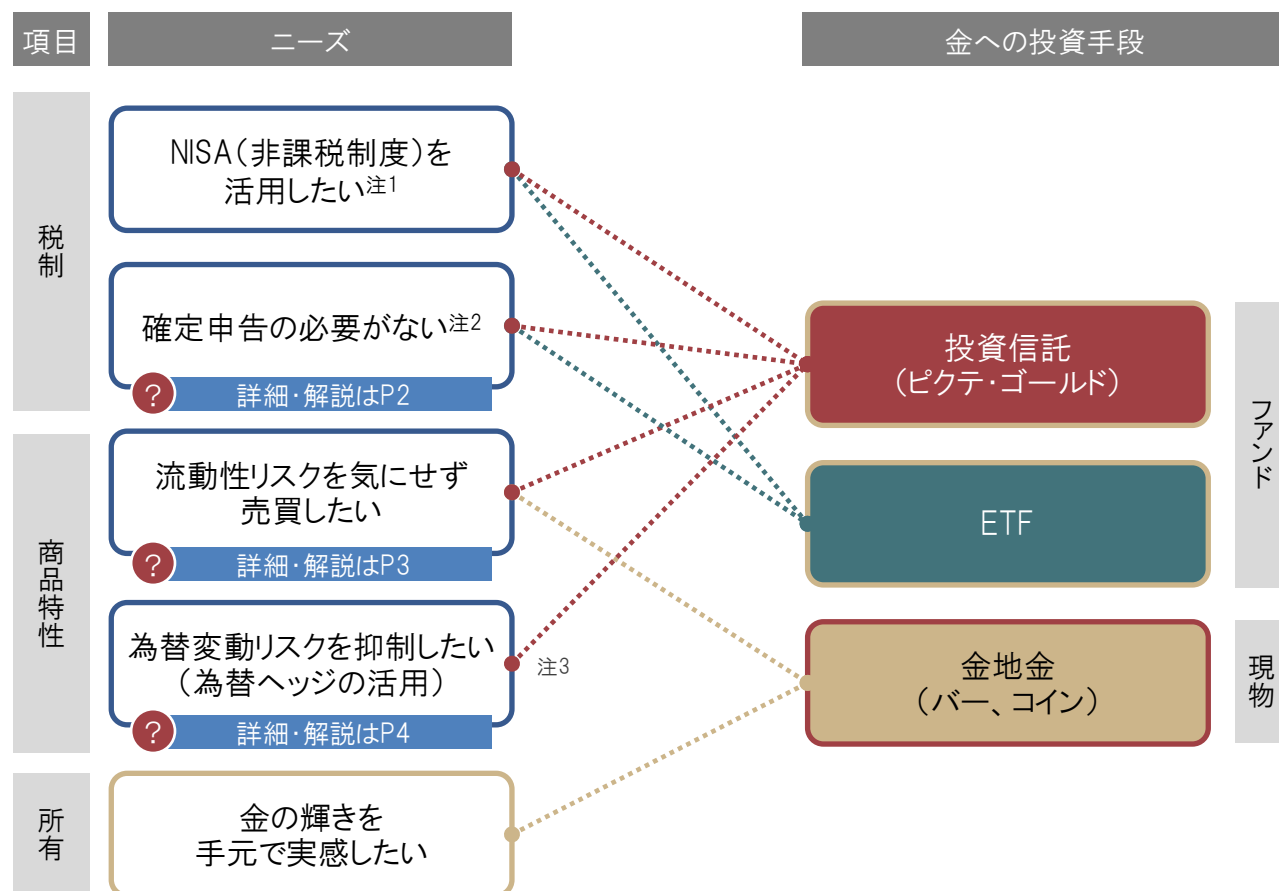
金への投資～「投資信託」と「ETF」、「現物」の違い

POINT

- 投資信託で金に投資する場合、金現物と比べ税制面、保有面での手軽さが特徴

■ 金への主な投資手段と特徴

金への投資を行う主な手段には、「現物への投資」と、金価格に連動する投資信託やETFなどの「ファンドへの投資」があります。以下の図は主な特徴や相違点についてまとめたものです。個人の状況やニーズに応じてメリット・デメリットとなる項目があるため、一概に優劣を示すことはできませんが、現物であれば貴金属としての金の輝きを手元で実感できるほか、ファンドであればNISA非課税枠の活用が可能^{注1}であることや、税制面、保有面での手軽さが特徴であるといえます。また、投資信託「ピクテ・ゴールド」には、米ドル・円の為替変動リスクを抑制する「為替ヘッジあり」の選択肢があります。



※上記は「投資信託で金に投資する場合」と「金現物(金地金)に投資する場合」の違いをイメージして頂くもので、投資優位性を示すものではありません。売買につきましてはご自身でご判断ください。

注1 「ピクテ・ゴールド(為替ヘッジあり)／(為替ヘッジなし)」はNISA制度「成長投資枠」対象ファンドです。

注2 条件によっては、金現物(金地金)でも売却益や所有期間に応じて確定申告が不要となる場合があるほか、ファンドでも一般口座や他社の特定口座等と損益通算、譲渡損失の繰越控除の特例を受ける場合などに確定申告が必要となる場合があります。

注3 「ピクテ・ゴールド(為替ヘッジあり)」の場合

出所: 各種資料を使用しピクテ・ジャパン作成

データ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

■ 金価格に連動するファンド(投資信託・ETF)と金現物(金地金)の違い

金現物に投資する場合、金を売却した際の譲渡益は給与所得と合算され総合課税の対象となり、譲渡所得(他に対象となる譲渡益を含む)が年間50万円を超える場合は確定申告が必要です。一方で、ファンドの場合、特定口座(源泉徴収あり)にて発生した譲渡益は確定申告が不要であるほか、NISAも活用できるため、金現物と比べ税制面、保有面での手軽さが特徴です。

	ファンドで金に投資する場合	金現物(金地金)に投資する場合
税制面	【譲渡益】 ● 課税方法:分離課税 ● 確定申告:特定口座(源泉徴収あり)の場合は原則不要^{注4} ● 税率:<u>20.315%</u> 【配当所得】 普通分配金に対する場合 ● 課税方法:分離課税 ● 確定申告:不要 ● 税率:<u>20.315%</u> ※ 確定申告により、その他の株や投資信託との損益通算が可能 ※ NISA ^{注5} での購入により非課税での投資も可能	【譲渡益】 ● 課税方法:総合課税 ● 確定申告:原則必要 ※ 一定の要件を満たす場合は確定申告が不要となります。 ● 税率:給与所得など他の所得と合算して、所得に応じて<u>15.105%~55.945%</u>^{注6} ※ すべての譲渡所得が年間50万円の特別控除額を超えた分が課税対象となり、給与所得など他の所得と合算して総合課税の対象となります^{注7}
売買コスト等	● (投資信託)購入時手数料 ● (ETF)売買手数料 ※ 販売会社やファンドによってかからない場合もあります	● 売買にかかる実質的なコスト:「小売価格」と「買取価格」の差額 ● 別途手数料:個数や重量等に応じて別途設定された手数料
保有中のコスト	● 信託報酬等	● 保管料(預かり重量により異なる/保管サービス利用の場合)^{注8,9}
盗難・運送リスク	なし	あり(自宅保管等の場合)

※個人の給与所得者の一般例を示しております。税の取り扱いにつきましては税理士等、税の専門家とご確認ください。

※「投資信託で金に投資する場合」と「金現物(金地金)に投資する場合」の違いをイメージして頂くもので、投資優位性を示すものではありません。売買につきましてはご自身でご判断ください。

注4:一般口座や他社の特定口座等と損益通算、譲渡損失の繰越控除の特例を受ける場合には確定申告が必要です。分配金は配当所得として課税されます。注5:「ピクテ・ゴールド(為替ヘッジあり)/(為替ヘッジなし)」はNISA制度「成長投資枠」対象ファンドです。注6:特別控除額や長期譲渡所得の適用等により税率が図表通りとならない場合があります。注7:総合課税の対象となる譲渡所得は、金現物の保有期間により長期譲渡所得と短期譲渡所得に分かれ、それぞれ算出方法が異なります。注8:純金積立の場合は保管料なし、別途積立手数料が必要。

注9:消費寄託など保管料を抑えるサービスも存在します。当該サービス利用中は金の所有権が運営会社に移転するなど特有のリスクが存在します。

出所:各種資料を使用しピクテ・ジャパン作成

■ 金現物の価格算出のイメージ

金価格は1トロイオンス当たりの価格(米ドル)で表示されます(1トロイオンス=31.1035g)。現物取引の際、日本では一般的に「1グラム当たり」の「日本円」で金価格が算出されます。

金価格(米ドル建て) 1トロイオンスあたり 2,600米ドル	×	為替レート (米ドル/円) 150円	=	金価格(円換算) 1トロイオンスあたり 390,000円
1トロイオンス = 31.1035グラム				
金価格(円換算) 1グラムあたり 約12,539円	+	消費税 10%	=	金価格(円、税込) 1グラムあたり 約13,793円

※実際の取引においては、購入時に適用される「店頭小売価格」と売却時に適用される「店頭買取価格」に差(スプレッド)が生じます。スプレッドは実質的には手数料に相当し、現物の取扱会社が任意で設定します。

※上記はイメージ図です。

データ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

■ ETFと投資信託の違いと流動性リスク

ETFは金融商品取引所に上場している投資信託で、一般的な（非上場の）投資信託に比べて信託報酬が低い傾向にあります。また、ETFは上場しているため、取引所の取引時間内であればリアルタイムでの売買が可能です。ただし、取引所での需給によってETFの取引価格は変動します。ETFでも投資信託と同様に基準価額（1口あたり純資産額、NAV）が算出されますが、実際に売買できる金額（取引価格）は取引所での需給によって変動するため、基準価額との乖離が生じることがあります（市場での売買が極端に少ない場合などに希望した値段や数量で売買できないリスクを「流動性リスク」と言います）。

一方で、投資信託は1日1回、毎営業日に委託会社が公表する基準価額で売買（設定／解約）が行われます。

■ 金価格に連動するETFと投資信託の比較

金投資の手段となるETF（以下、金ETF）や投資信託は、特定の金価格に連動するように設計されています。金価格に連動させる手段には、それぞれ金の現物を保有するものと、金先物取引を活用するものがあります。また、金価格に連動する投資信託の中には金ETFを投資対象とするものがあります。

	金価格に連動するETF	金価格に連動する投資信託
上場/非上場	上場	非上場
取引可能な時間	取引所の取引時間	当日15時まで （以降は翌営業日が申込日）
取引価格	市場価格	基準価額（1日1回算出される）
主な投資対象	- 金の現物 - 金先物	- 金の現物^{注10} - 金先物 - 金ETF
売買コスト等	売買手数料	- 購入時手数料^{注11} - 信託財産留保額^{注12}
保有中のコスト	信託報酬等	信託報酬等

注10：投資信託証券などへの投資を通じて間接的に金の現物に投資するものを含みます。

注11：販売会社やファンドによってはかからない場合もあります。

注12：信託財産留保額が設定されていないものや、売却時のみにかかるものなどがあります。

ご参考：国内で取引されている代表的な金ETFの価格の推移

純金上場信託（現物国内保管型）の取引価格（終値）と基準価額（NAV）との乖離率

日次、期間：2014年3月31日～2024年12月11日



※これらの個別銘柄についての記載は、特定銘柄の売買勧誘・推奨することを目的としたものではありません。

出所：ブルームバーグのデータを基にピクテ・ジャパン作成

データ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

■ 金投資と為替ヘッジについて

前述のとおり、金は1トロイオンス(約31.1グラム)あたりの米ドル建てで価格が表される、外貨建て資産です。そのため、金に投資を行う際には米ドル建ての金の価格変動リスクに加えて米ドル・円の為替変動リスクにも留意する必要があります。

外貨建て資産に投資する際の為替の変動による影響を抑えるために行う手段には、為替ヘッジがあります^{注13}。なお、為替ヘッジを行う際には為替ヘッジ「コスト」の支払い、もしくは為替ヘッジ「プレミアム」の受け取りが生じます。

為替ヘッジの有無による主な特徴と違い

	為替ヘッジあり	為替ヘッジなし
為替変動の影響	限定的	影響を受ける
為替ヘッジコスト/プレミアム	発生する	発生しない
投資成果 ^{注14}	金の値動き - 為替ヘッジコスト ^{注15}	金の値動き + 為替の変動

注13: 為替ヘッジは為替変動の影響を完全に排除できるものではなく、為替ヘッジ後の金価格は為替変動の影響を受ける場合があります。

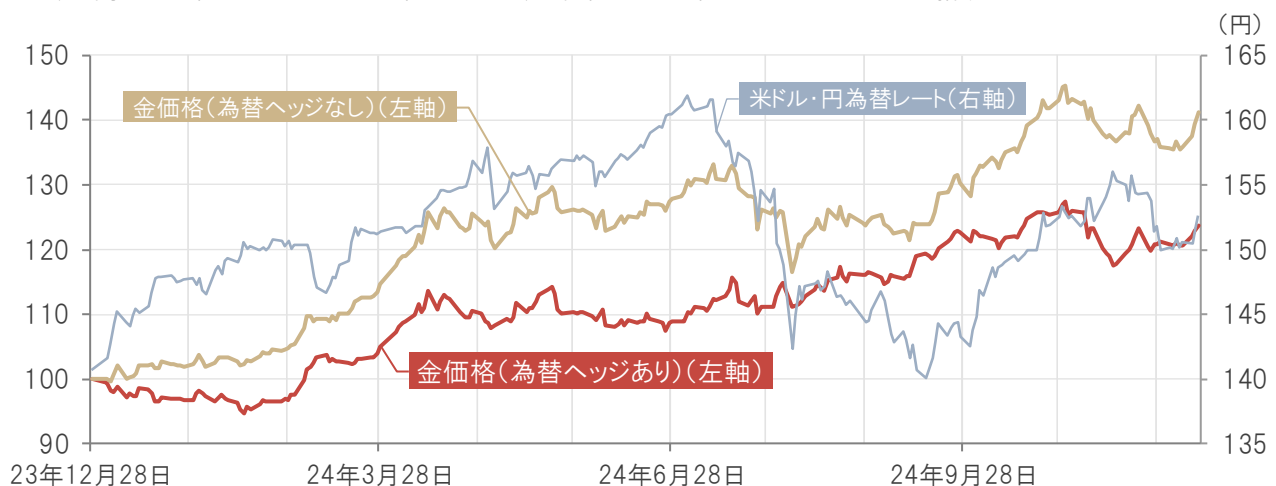
注14: 実際の運用にあたっては運用管理費用(信託報酬)やその他費用、手数料等がかかります。

注15: 円の短期金利が米ドルの短期金利よりも低い場合。円の短期金利が高い場合は為替ヘッジプレミアムが加わります。

近年、為替ヘッジを活用した場合の投資リターンは、日米金利差の拡大に伴う為替ヘッジコスト負担の増加や円安・米ドル高局面での為替差益の獲得機会の逸失により、為替ヘッジを行わない場合と比較して劣後しましたが、円高・米ドル安の場面では、為替ヘッジを活用した場合の優位性が示されました。

金価格と米ドル・円の為替レートの推移

日次、期間: 2023年12月28日～2024年12月11日、金価格は2023年12月28日＝100として指数化



※金価格は、ピクテ・ゴールド(為替ヘッジあり)およびピクテ・ゴールド(為替ヘッジなし)の運用実績ではありません。

※金価格(米ドルベース): ロンドン市場金価格(1トロイオンスあたり)、金価格(為替ヘッジなし): 金価格(米ドルベース)を円換算、金(為替ヘッジあり): 金価格(米ドルベース)からヘッジコスト(米ドル円1ヵ月フォワードレートから計算)を控除し算出。

出所: ブルームバーグのデータを基にピクテ・ジャパン作成

米ドル・円の為替市場は日米金利差以外にも多様な要因が複雑に作用し変動することから、目先の米ドル・円の見通しには不透明感が残ります。そのような環境下において、為替変動によるリターンへの影響を抑制した資産運用や、運用ポートフォリオにおける通貨分散を図りたい場合などには為替ヘッジの活用が有効な手段になると考えられます。

※ピクテ・ゴールドは「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2ファンドからお選びいただけます。

データ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

＜ご参考＞ピクテ・ゴールド(為替ヘッジあり)の基準価額推移

日次、期間：2016年7月29日～2024年12月11日

(円)



※基準価額は1万口あたりで表示しています。※基準価額は実質的な信託報酬等控除後。

※ピクテ・ゴールド(為替ヘッジあり)は、2016年7月29日に投資信託約款(以下「約款」といいます)を変更し、運用方針を従前の「①実質的に金に投資し、また ②世界主要国の公社債には為替ヘッジをして投資し、利金等収益の確保を目指し、③毎月決算を行うもの」から、『①実質的に金に投資し、②原則として為替ヘッジを行い、③年1回決算を行うもの』に変更しました。

＜ご参考＞ピクテ・ゴールド(為替ヘッジなし)の基準価額推移

日次、期間：2019年9月19日(設定日)～2024年12月11日

(円)



※基準価額は1万口あたりで表示しています。※基準価額は実質的な信託報酬等控除後。

データ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

投資リスク

《ピクテ・ゴールド(為替ヘッジあり)》

[基準価額の変動要因]

- ファンドは、実質的に金に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている金の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。
- したがって、投資者の皆様が投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

金の価格変動リスク	●ファンドは、実質的に金に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている金の価格変動の影響を受けます。 ●金の価格は、金の需給の変化や為替レート・金利の変動等の要因により変動します。金の需給は、政治・経済的事由、技術発展、資源開発、生産者や企業の政策、政府の規制・介入、他の金融・商品市場や投機資金の動向等の要因で変動します。
為替に関する留意点	●組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、当該通貨と円との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

[その他の留意点]

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

《ピクテ・ゴールド(為替ヘッジなし)》

[基準価額の変動要因]

- ファンドは、実質的に金に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている金の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。
- したがって、投資者の皆様が投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

金の価格変動リスク	●ファンドは、実質的に金に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている金の価格変動の影響を受けます。 ●金の価格は、金の需給の変化や為替レート・金利の変動等の要因により変動します。金の需給は、政治・経済的事由、技術発展、資源開発、生産者や企業の政策、政府の規制・介入、他の金融・商品市場や投機資金の動向等の要因で変動します。
為替変動リスク	●ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。 ●円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

[その他の留意点]

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

ファンドの特色

＜詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください＞

《ピクテ・ゴールド(為替ヘッジあり)》

●実質的に金に投資します

●原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります

●年1回決算を行います

- 毎年7月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
 - －分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - －収益分配金額は、基準価額の水準および市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
 - －留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※ファンドでは、指定投資信託証券として以下の各投資信託証券を主要投資対象とします(当資料作成基準日現在)。なお、指定投資信託証券は委託会社により適宜見直され、選定条件に該当する範囲において変更されることがあります。

- ピクテ(CH)プレシャス・メタル・ファンド・フィジカル・ゴールド クラスI dy USD 受益証券(当資料において「フィジカル・ゴールド・ファンド」という場合があります)
- ピクテ - ショートターム・マネー・マーケット JPY クラスI 投資証券(当資料において「ショートターム MMF JPY」という場合があります)
- 金融商品取引所に上場(これに準ずるものおよび上場予定等を含みます。)されている投資信託証券(当資料において「上場投資信託証券」という場合があります)

※投資信託証券への投資を通じて、金の現物に投資し、米ドル建ての金価格の値動きを概ねとらえることを目指します。

(注)為替ヘッジコスト等により乖離が生じることが想定されます。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

《ピクテ・ゴールド(為替ヘッジなし)》

●実質的に金に投資します

●原則として為替ヘッジを行いません

●年1回決算を行います

- 毎年7月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
 - －分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - －収益分配金額は、基準価額の水準および市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
 - －留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※ファンドでは、指定投資信託証券として以下の各投資信託証券を主要投資対象とします(当資料作成基準日現在)。なお、指定投資信託証券は委託会社により適宜見直され、選定条件に該当する範囲において変更されることがあります。

- ピクテ(CH)プレシャス・メタル・ファンド・フィジカル・ゴールド クラスI dy JPY 受益証券(当資料において「フィジカル・ゴールド・ファンド」という場合があります)
- ピクテ - ショートターム・マネー・マーケット JPY クラスI 投資証券(当資料において「ショートターム MMF JPY」という場合があります)
- 金融商品取引所に上場(これに準ずるものおよび上場予定等を含みます。)されている投資信託証券(当資料において「上場投資信託証券」という場合があります)

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



手続・手数料等

[お申込みメモ]

購入単位	販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
購入・換金の申込不可日	スイスもしくはロンドンの銀行の休業日、ロンドン証券取引所の午後休業日または12月24日においては、購入・換金のお申込みはできません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
信託期間	ピクテ・ゴールド(為替ヘッジあり) 2011年12月28日(当初設定日)から無期限とします。 ピクテ・ゴールド(為替ヘッジなし) 2019年9月19日(当初設定日)から無期限とします。
繰上償還	各ファンドにつき、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。
決算日	毎年7月15日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年1回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

[ファンドの費用]

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	2.2%(税抜2.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入価額に乗じて得た額とします。 (詳しくは、販売会社にてご確認ください。)
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に年 0.539% (税抜 0.49%)の率を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日(当該終了日が休業日の場合は当該終了日の翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。 【運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)】 <table><tr><td>委託会社</td><td>販売会社</td><td>受託会社</td></tr><tr><td>年率 0.15%</td><td>年率 0.3%</td><td>年率 0.04%</td></tr></table>	委託会社	販売会社	受託会社	年率 0.15%	年率 0.3%	年率 0.04%
委託会社	販売会社	受託会社					
年率 0.15%	年率 0.3%	年率 0.04%					
投資対象とする 投資信託証券	<table><tr><td>フィジカル・ゴールド・ファンド</td><td>純資産総額の年率 0.25%(上限)</td></tr><tr><td>ショートターム MMF JPY</td><td>純資産総額の年率 0.3%(上限)</td></tr></table> ※上場投資信託証券につきましては銘柄毎に異なります。上記の報酬率等は、今後変更となる場合があります。	フィジカル・ゴールド・ファンド	純資産総額の年率 0.25%(上限)	ショートターム MMF JPY	純資産総額の年率 0.3%(上限)		
フィジカル・ゴールド・ファンド	純資産総額の年率 0.25%(上限)						
ショートターム MMF JPY	純資産総額の年率 0.3%(上限)						
実質的な負担	最大年率 0.789% (税抜 0.74%)程度 (注)組入上場投資信託証券により変動する場合がありますが上記最大年率を超えないものとします。2024年7月末日現在の組入状況および投資先ファンドにおいて適用されている報酬率に基づいた試算値は、「為替ヘッジあり」は年率0.75%(税込)程度、「為替ヘッジなし」は年率 0.76%(税込)程度です。 (この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。)						
その他の費用・手数料	毎日計上される監査費用を含む信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率 0.055% (税抜 0.05%)相当を上限とした額)ならびに組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)は、そのつど信託財産から支払われます。また、フィジカル・ゴールド・ファンドについては、申込み・買戻し時に取引コスト相当額が申込価格に付加または買戻価格から控除され、当該ファンドの信託財産に留保されます。投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金・監督当局に対する年次費用、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われることがあります。						

※当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

[税金]

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

※小額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

小額投資非課税制度「NISA」は、小額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、当資料発行日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



委託会社、その他の関係法人の概要

委託会社	ピクテ・ジャパン株式会社(ファンドの運用の指図を行う者)	【ホームページ・携帯サイト(基準価額)】 https://www.pictet.co.jp
	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号	
	加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本証券業協会	
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管および管理を行う者)	
	〈再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社〉	
販売会社	下記の販売会社一覧をご覧ください。(募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払いを行う者)	

販売会社一覧

投資信託説明書(交付目論見書)等のご請求・お申込先

《ピクテ・ゴールド(為替ヘッジあり)》

商号等			加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3283号	○	○		○
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○	○	
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○	○	○	
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券 (注1)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
FFG証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第5号	○			○
OKB証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第191号	○			
岡三証券株式会社 (注2)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長(金商)第18号	○			
京銀証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第392号	○			
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号	○			○
きらぼしライフデザイン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3198号	○			
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2938号	○			
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第21号	○			
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第188号	○			
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○			
大和証券株式会社 (注3)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第36号	○			
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号	○			○
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○			
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号	○			
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○	○		
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第181号	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	○			
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第8号	○		○	
株式会社青森銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第1号	○			
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社伊予銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第2号	○		○	
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社沖縄銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第1号	○			
株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第7号	○			
株式会社鹿児島銀行 (委託金融商品取引業者 九州FG証券株式会社)	登録金融機関	九州財務局長(登金)第2号	○			
株式会社北九州銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第117号	○		○	
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社京都銀行 (委託金融商品取引業者 京銀証券株式会社)	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○		○	



販売会社一覧(つづき)

商号等			加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○		○	
株式会社きらぼし銀行 (委託金融商品取引業者 きらぼしライフデザイン証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○		○	
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号	○			
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	○		○	
株式会社佐賀銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第1号	○		○	
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第11号	○		○	
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	○			
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第45号	○		○	
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第39号	○		○	
株式会社筑波銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第44号	○			
株式会社東邦銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第7号	○			
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第6号	○		○	
株式会社肥後銀行 (委託金融商品取引業者 九州FG証券株式会社)	登録金融機関	九州財務局長(登金)第3号	○			
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	○		○	
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○		○	
株式会社北陸銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	○		○	
株式会社みずほ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第6号	○		○	○
株式会社みちのく銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第11号	○			
株式会社三井住友銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第54号	○		○	○
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
株式会社三菱UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	○	○	○	
株式会社もみじ銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第12号	○		○	
株式会社山形銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第12号	○			
株式会社山口銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第6号	○		○	
株式会社UI銀行 (委託金融商品取引業者 きらぼしライフデザイン 証券株式会社)(オンラインサービス専用)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第673号	○			

(注1) 株式会社SBI証券は、上記の他に一般社団法人日本STO協会・日本商品先物取引協会にも加入しております。

(注2) 岡三証券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本暗号資産取引業協会にも加入しております。

(注3) 大和証券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。

《ピクテ・ゴールド(為替ヘッジなし)》

商号等			加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3283号	○	○		○
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○	○	
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
SMBG日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券 (注1)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
FFG証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第5号	○			○
岡三証券株式会社 (注2)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長(金商)第18号	○			
京銀証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第392号	○			
きらぼしライフデザイン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3198号	○			
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2938号	○			
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第21号	○			
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第188号	○			
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○			

巻末の「当資料をご利用にあたっての注意事項等」を必ずお読みください。

M ゴールド 161224.7



販売会社一覧(つづき)

商号等			加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
大和証券株式会社 (注3)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号	○			○
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○
八十二証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第21号	○	○		
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○			
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号	○			
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○	○		
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第181号	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	○			
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第8号	○		○	
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社伊予銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第2号	○		○	
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社沖縄銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第1号	○			
株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第7号	○			
株式会社鹿児島銀行 (委託金融商品取引業者 九州FG証券株式会社)	登録金融機関	九州財務局長(登金)第2号	○			
株式会社北九州銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第117号	○		○	
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社京都銀行 (委託金融商品取引業者 京銀証券株式会社)	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○		○	
株式会社きらぼし銀行 (委託金融商品取引業者 きらぼしライフデザイン証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○		○	
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	○		○	
株式会社佐賀銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第1号	○		○	
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第45号	○		○	
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第39号	○		○	
株式会社筑波銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第44号	○			
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第6号	○		○	
株式会社肥後銀行 (委託金融商品取引業者 九州FG証券株式会社)	登録金融機関	九州財務局長(登金)第3号	○			
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	○		○	
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○		○	
株式会社北陸銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	○		○	
株式会社みずほ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第6号	○		○	○
株式会社三井住友銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第54号	○		○	○
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
株式会社三菱UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	○	○	○	



販売会社一覧(つづき)

商号等			加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社もみじ銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第12号	○		○	
株式会社山形銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第12号	○			
株式会社山口銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第6号	○		○	
株式会社UI銀行 (委託金融商品取引業者 きらぼライフデザイン証券株式会社)(オンラインサービス専用)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第673号	○			

(注1) 株式会社SBI証券は、上記の他に一般社団法人日本STO協会・日本商品先物取引協会にも加入しております。

(注2) 岡三証券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本暗号資産取引業協会にも加入しております。

(注3) 大和証券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。

当資料をご利用にあたっての注意事項等

●当資料はピクテ・ジャパン株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。取得の申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容を必ずご確認の上、ご自身でご判断ください。●投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合は、為替変動リスクもあります)に投資いたしますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆様は投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。●運用による損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。